

議案第143号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）第3条の規定により議決を求める。

平成30年9月5日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

- 1 物件の表示 屈折はしご付消防ポンプ自動車 1台
- 2 取得先 東京都港区西新橋三丁目25番31号
株式会社モリタ東京営業部
部長 山北 忠司
- 3 取得価格 125,064,000円
- 4 取得理由 災害現場における消防活動に充てるため。